

# 公共施設の減免ルールが変わります

平成31年4月1日利用分から

## 1 減免対象団体の見直し 1ページ

～公平性・公正性、市政への関与を考慮し、減免できる団体を整理しました。

## 2 減免対象団体事前登録制度の開始 2ページ

～減免処理を迅速かつ適切に行うため、団体の事前登録制度を導入します。

## 3 減免実施施設の拡大 3ページ

～これまでは主に公民館で減免をしていましたが、対象施設を拡大しました。

## 1 減免対象となる団体と活動

市内に所在する自治会など公共的団体等が地域社会の維持又は形成に係る活動を行うために施設を利用する場合、申請に基づき施設の使用料を減免します。

【減免の割合】10分の10

【市内に所在する自治会など公共的団体等】

- (1) 地域づくりを推進する地域コミュニティ団体、地縁による団体  
(例) 町内会・自治会、自治連合会、地区自治協議会・振興協議会、老人クラブ連合会等
- (2) 地域福祉・地域防災・安全・青少年育成の分野において、市の行政施策を補完する事業を行う公共性の高い団体  
(例) 民生児童委員連盟・各協議会、保護司会、母子福社会、社会福祉協議会、消防団、地域防災組織、防犯協議会、子育て支援協議会等

身体障害者及び障害者団体を対象とした減免もあります。4ページをご覧ください。

【団体の要件】

次の要件すべてに該当する団体。

- (1) 営利活動、宗教活動又は政治活動を目的としない団体
- (2) 団体の構成員が5人以上
- (3) 団体の構成員の3分の2以上が舞鶴市内に在住
- (4) 団体の規約等を有する

### 【地域社会の維持又は形成に係る活動】

団体の設立趣旨や目的に合う事業を推進するための活動を指します。

団体の構成員の親睦や教養、趣味、技術向上など、便益の範囲が個人や参加者のみに限定される活動で利用される場合は、上記の公共的団体等であっても対象となりません。

※減免の透明性を高めるため、減免を受けた団体名等を、市のホームページ等で公開します。

## 2 減免対象団体事前登録制度

平成 31 年 4 月 1 日以降の施設利用について、減免を受けようとする団体は、あらかじめ、団体の概要や活動内容を市に申請し、登録を受ける必要があります。

【登録受付】 平成 30 年 10 月 1 日から随時受け付けます

【登録窓口】 最初に減免を受ける施設の窓口

【申請方法】 別紙「減免団体登録申請書」に必要事項を記入し、添付書類を添えて、最初の施設利用申請日の 2 週間前までに提出してください

【登録の決定】 市は申請書等を審査し、登録の可否を決定します。

【登録証の交付】 減免団体として登録した場合は、登録証を申請者へ送付します。

【有効期間】 登録日の属する年度の翌年度の 3 月 31 日（最大 2 年間）

【登録の取消】 登録団体が次のいずれかに該当すると認められた場合は、登録を取り消します。

- (1) 減免団体の登録の要件に該当しなくなったとき
- (2) 虚偽の申請により登録を受けたとき
- (3) 登録団体として不相当と認められる行為があったとき
- (4) その他、減免団体の登録を取り消すべき事由が生じたとき

【登録の変更】 登録事項に変更があった場合は速やかに登録変更届を提出してください。

減免登録を受けた団体は、施設の利用承認申請書に合わせて減免申請書を、利用予定日の 5 日前までに施設へ提出してください。

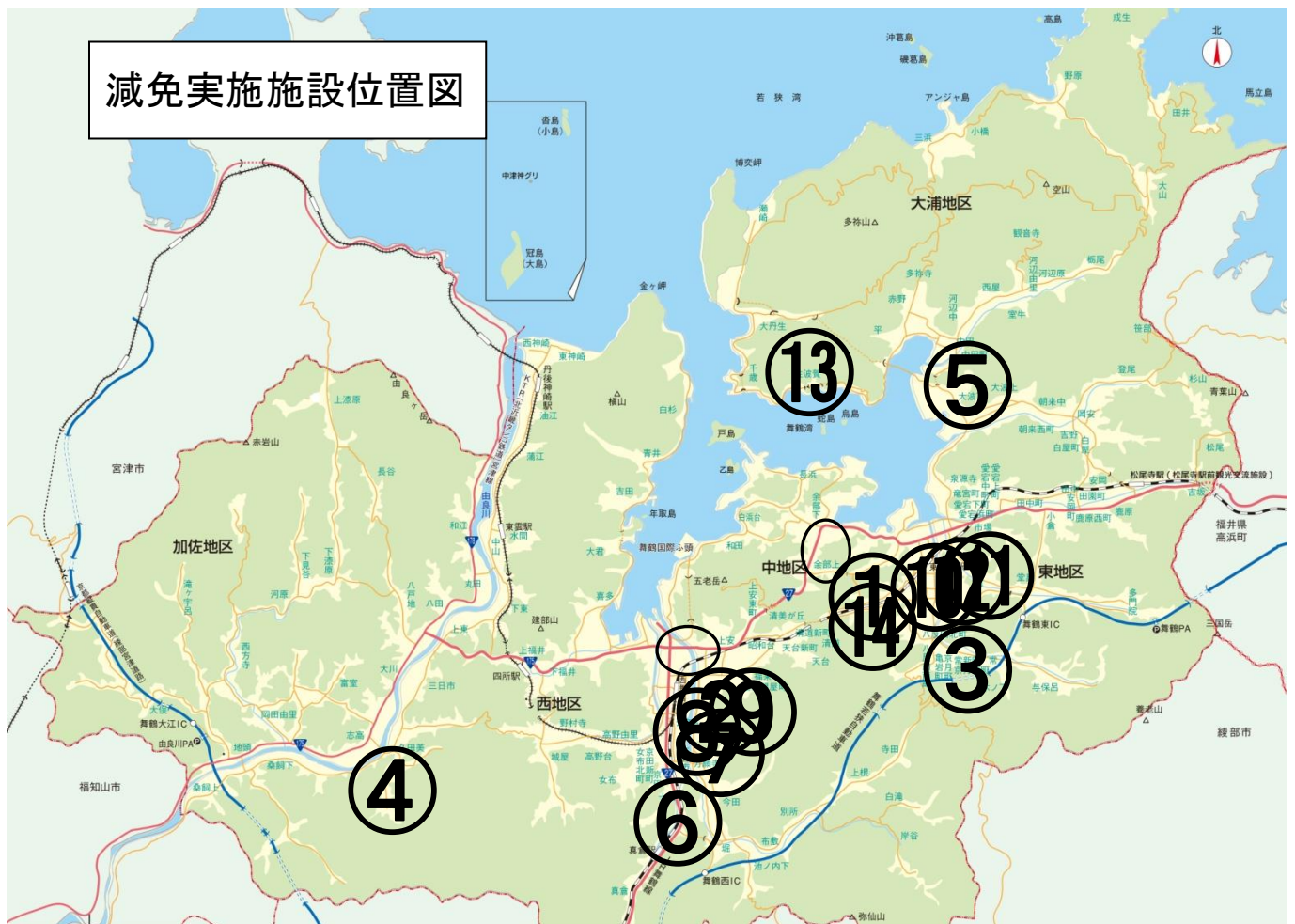
市は減免申請書の内容を審査し、減免の可否を決定し、申請者に回答します。

公共施設予約システムの利用者は、利用承認申請前にシステムを使用して予約を入れていただく必要があります。

### 3 減免実施施設

登録団体は次の施設を利用する場合、施設使用料及び付属設備使用料の減免を受けることができます。

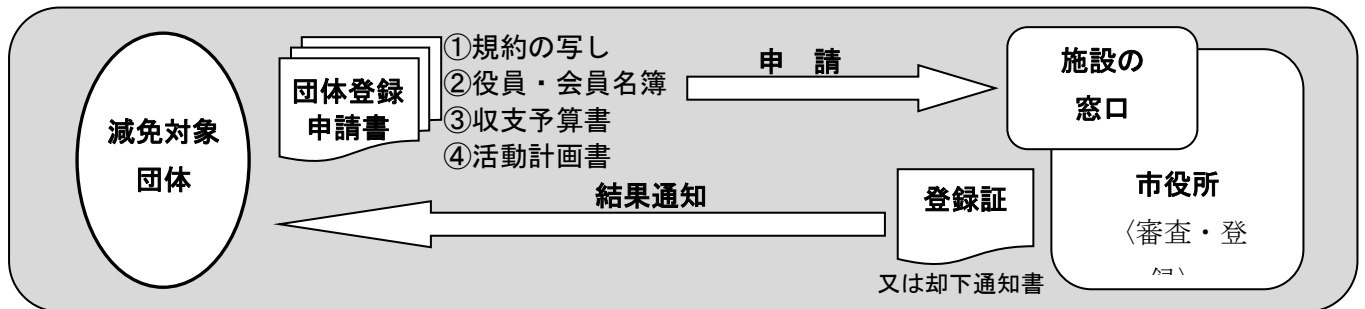
No.	施設名	所在地	電話番号
1	中央公民館	舞鶴市字余部下 1167 番地	62-0400
2	西公民館	〃 字南田辺 1 番地	75-6501
3	南公民館	〃 字森 1005 番地の 3	62-0288
4	加佐公民館	〃 字志高 1005 番地	83-0036
5	大浦会館	〃 字中田 459 番地	68-2010
6	城南会館	〃 字女布 406 番地の 3	78-1800
7	西駅交流センター	〃 字伊佐津 213 番地の 8	78-9300
8	西市民プラザ	〃 字円満寺 158 番地の 6	77-0086
9	林業センター	〃 字南田辺 1 番地	75-6501
10	東コミュニティセンター	〃 字浜 2021 番地	64-0880
11	勤労者福祉センター	〃 字溝尻 150 番地 11	64-3200
12	商工観光センター	〃 字浜 66 番地	64-6800
13	大丹生コミュニティセンター	〃 字大丹生 212 番地	68-1075
14	男女共同参画センター	〃 字余部下 1167 番地	65-0055



## 4 手続きの流れ

### (1) 団体登録申請

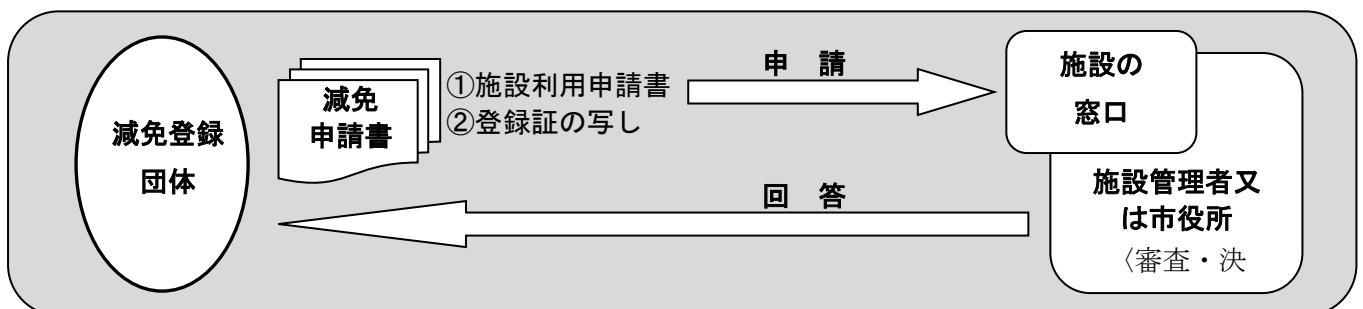
団体登録を受けようとする場合は、施設を利用するための利用申請日の2週間前までに減免登録申請書に関係書類を添付して、施設の窓口へ提出してください。



◎登録期間は最大2年間有効

### (2) 減免申請

減免登録された団体は、施設の利用申請をする度に減免申請書に登録証の写しを添えて、利用日の5日前までに施設の窓口へ提出してください。



◎使用目的が団体の設立趣旨や目的に合う事業を推進するための活動と異なる場合は、減免となりません。

## 5 その他

- (1) 国や地方自治体及びその外郭団体、議会、行政委員会は減免の対象になりません。
- (2) 利用者の2分の1以上を障害者手帳等を所持する者が占める場合及び、2に準じて登録を受けた障害者団体(1の「団体の要件」を満たしていること)は、3の施設以外の公共施設も含めて10分の5の割合で減免を受けることができます。
- (3) 男女共同参画社会の形成を推進するための活動については、男女共同参画センターにおいて10分の10の割合で減免を受けることができます。

〈問合せ先〉 舞鶴市中央公民館

舞鶴市字余部下1167番地

電話 0773(62)0400 FAX 0773(62)0442

又は、最寄りの公民館・コミュニティセンターにお問い合わせください。